

## 委員会後の追加意見に対する説明資料

## 1 裁判、公害等調整委員会における事例

## (1) 愛知県田原市

ア 諸元：風力発電 1500 k w × 1 基 (H19. 1 稼働)

イ 風力発電施設運転差止請求事件 (名古屋地判豊橋支部)

## (ア) 概要

風力発電施設から 350m離れたところに居住する住民から、騒音により受任限度を超える精神的苦痛ないし生活妨害を被っているとして、施設の運転差止と損害賠償を求めたもの

(イ) 平成 26 年 3 月 提訴

(ウ) 平成 27 年 4 月 棄却

## (棄却理由)

環境基準等諸事情を総合的に考察すると、住居に到達する騒音が一般社会生活上受忍すべき程度を超えようことはできず、違法な人格権侵害にあたるものと認めることはできない

ウ 公害等調整委員会

## (ア) 概要

上記住民から、睡眠不足に悩まされ、ホテルへの避難など精神的・肉体的苦痛を受けたとして損害賠償等を求めたもの。

(イ) 平成 26 年 9 月 騒音被害責任裁定申請

(ウ) 平成 27 年 6 月 申請取下

## (2) 静岡県東伊豆町

ア 諸元：風力発電 1500 k w × 10 基 (H19. 12 稼働)

イ 公害等調整委員会

## (ア) 概要

住民 7 名から、低周波音・超低周波音に起因し、頭痛、肩こり、吐き気等の健康被害を被っているとして、原因裁定を求めたもの。

(イ) 平成 21 年 7 月 低周波音健康被害原因裁定申請

(ウ) 平成 23 年 2 月 申請取下

## 2 全国の風力発電施設から発生する騒音等の調査結果について

(出典：総務省公害等調整委員会 ちょうせい第99号(令和元年11月))

平成30年に環境省は、全国の地方公共団体を対象に、風力発電施設から発生する騒音の実態を把握するアンケート調査を実施。平成30年10月1日現在、稼働中(整備に伴う一時的中を含む)の自家用・売電事業用風力発電施設を対象に調査。

【調査の結果を一部抜粋して記載】

### (1) 苦情件数(図1)

- 562箇所中、苦情が寄せられた施設は67箇所(12%)
  - そのうち、調査時点で苦情が継続しているのは22箇所(4%)
  - 苦情が継続している風力発電施設の大半は20kW未満(13箇所)
- 平成28年度の苦情発生施設個所数は3件で、そのうち1件は定格出力20kW未満
- 平成29年度の苦情発生施設個所数は8件で、そのうち7件は定格出力20kW未満

### (2) 苦情宅までの距離等の関係(図2、図3)

- 苦情を寄せている者のうち、200m未満が14箇所と最も多く、次いで1000m以上が12箇所(200m未満では14箇所のうち、12箇所が苦情が継続)
- 定格出力と苦情を寄せている最短距離には比例関係はない

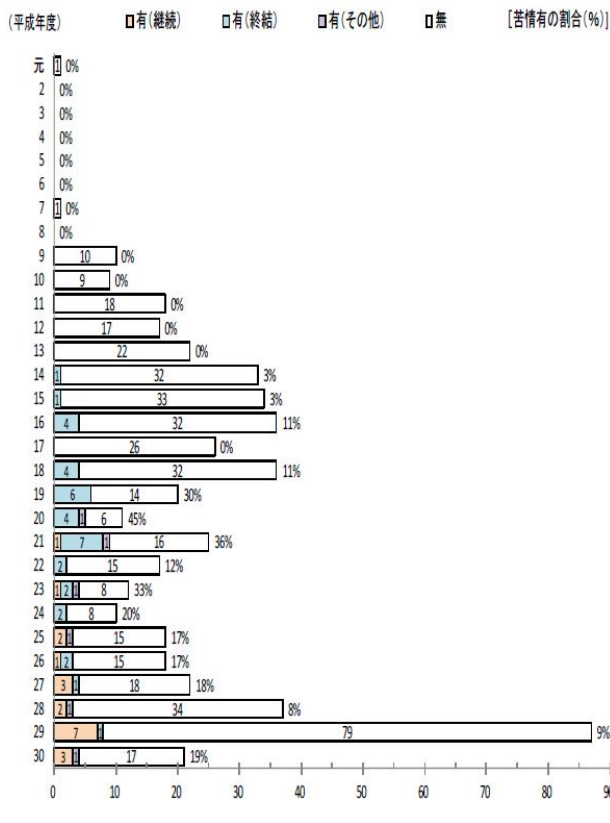


図1 稼働開始年度別の苦情発生状況別施設個所数

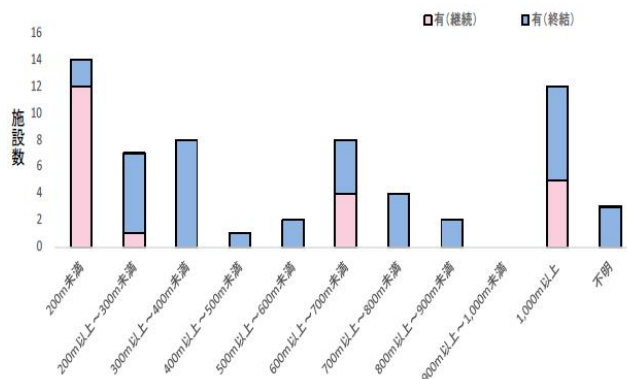


図2 風力発電施設から最も近い苦情者宅までの距離

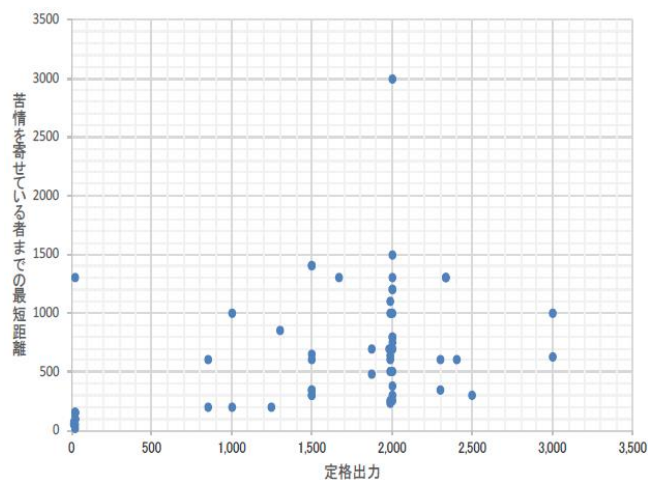


図3 定格出力と最も近い苦情者宅までの距離